

議案第 102 号

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町職員の給与に関する条例の改正等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（以下「基準額」という。）」を削る。

別表第1 1 行政職報酬表（一）の表中「4号給から25号給」を「1号給から31号給」に、「4号給から45号給」を「1号給から52号給」に、「1号給から39号給」を「1号給から42号給」に改める。

別表第1 2 行政職報酬表（二）の表中「26号給から59号給」を「1号給から67号給」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新

(報酬表)

第3条 職員の報酬の基準となる金額は、別表第1に掲げる報酬表によるものとする。

2 略

別表第1 報酬表 (第3条関係)

1 行政職報酬表 (一)

| 職務の級 | 号給                             | 報酬月額 |
|------|--------------------------------|------|
| 1 級  | <u>1 号給から</u><br><u>3 1 号給</u> | 略    |
| 2 級  | <u>1 号給から</u><br><u>5 2 号給</u> | 略    |
| 3 級  | <u>1 号給から</u><br><u>4 2 号給</u> | 略    |

備考 略

2 行政職報酬表 (二)

| 職務の級 | 号給                             | 報酬月額 |
|------|--------------------------------|------|
| 1 級  | <u>1 号給から</u><br><u>6 7 号給</u> | 略    |

備考 略

旧

(報酬表)

第3条 職員の報酬の基準となる金額 (以下「基準額」という。) は、別表第1に掲げる報酬表によるものとする。

2 略

別表第1 報酬表 (第3条関係)

1 行政職報酬表 (一)

| 職務の級 | 号給                             | 報酬月額 |
|------|--------------------------------|------|
| 1 級  | <u>4 号給から</u><br><u>2 5 号給</u> | 略    |
| 2 級  | <u>4 号給から</u><br><u>4 5 号給</u> | 略    |
| 3 級  | <u>1 号給から</u><br><u>3 9 号給</u> | 略    |

備考 略

2 行政職報酬表 (二)

| 職務の級 | 号給                                | 報酬月額 |
|------|-----------------------------------|------|
| 1 級  | <u>2 6 号給か</u><br><u>ら 5 9 号給</u> | 略    |

備考 略

## 改 正 要 旨

### 1 改正の概要

国は、新規に任用する方の報酬の基準を「類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給（各級 1 号給）とすることが適当である。」とし、報酬の上限については、「定型的、補助的な業務等に従事する事務補助員については、一般行政職の常勤職員の大学新卒者の初任給基準額（1 級 2 5 号給）を目安とすることが考えられる。」と示しています。

そのため、9 月定例会にこの条例案を上程した折には、現在、本町が定めている契約単価に該当する号給を初号給とし、上限については、国が示す号給を参考に定めました。

また、実際の運用の際には、専門性がある職種については実情を勘案できる裁量が認められていたことから、規則において、職種毎に初号給を定める予定でした。

しかしながら本町の場合、地域手当率が 3 % であることから、1 級 1 号級では、厚生労働省が定める愛知県の最低賃金を下回り、将来的には 4 号給であっても下回る可能性が無いとは言えず、その折には、条例改正の必要が出てくることになります。

そこで条例においては、国が示す 1 号級からのスタートとし、規則において、専門性がある職種の初号給等を定めると共に、最低賃金を下回らない号給からスタートする旨を定めることとしました。

さらに本町においては、国や県のように、専門的な職務等の給料表が無いことから一般行政職の給料表を適用することとしましたが、それらの職務については、特殊性と人材確保の面から加算措置を講じて単価設定をしていることから、該当する初号給は一般行政職の給料表の適用では高位からのスタートとなるため、結果として、国が示す上限号給では経験加算可能な幅を確保することが難しい状況でした。

その後、運用に向けて詳細の制度検討を行った折に、専門的な職種については上限設定についても裁量の余地があることが判明したため、本町で加算措置している職種については、やや複雑な職種構成にはなりますが、各々名称をつけることで国が示す事務補助員と区別することで、一般的な事務補助員と同様に経験加算の幅を24号級とすることとしました。

そのため、9月定例会において議決を受けたこの条例ではありますが、初号給及び上限号給について再設定させて頂く必要が出てまいりました。

なお上限号給については、新規任用者の報酬で最も高い職種において、経験加算できる幅が24号級確保できるよう設定しています。

## 2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。